

板橋区議会基本条例（素案）

逐条解説

平成26年10月11日
板橋区議会

目次

前文	2
第1章 総則（第1条・第2条）	3
第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第7条）	5
第3章 区民と議会との関係（第8条―第12条）	9
第4章 区長等と議会との関係（第13条―第17条）	12
第5章 議会運営（第18条・第19条）	16
第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第20条―第23条）	17
第7章 議員の身分、待遇、政治倫理等（第24条―第27条）	20
第8章 条例の位置付け及び見直し（第28条・第29条）	23
付則	24

東京都板橋区議会基本条例（素案）逐条解説

前文

私たち板橋区議会は、区民の福祉の増進を図ることをその目的とするとともに、区民の意思を区政に最大限に反映させる役割を担っている。

その目的及び役割を果たすためには、議会本来の役割である議論及び討論を通じて問題の論点及び争点を明らかにすることはもとより、自らも政策立案及び政策提言を行い、真の地方自治を実現することが必要である。

このため、私たち板橋区議会は、平成22年（2010年）に議会改革勉強会を設置して議論を積み重ねた。そして、翌年に設置された議会改革調査特別委員会において「区民に開かれた、区民参加の議会」、「徹底した情報公開」、「二元代表制の下での監視機能の強化」、「合議体としての政策立案の強化」の4点を議会改革の方向性として定めた。その結果、総括質問におけるインターネット中継の実施及びIT機器の活用、東京23区で初となる議会報告会の開催等の議会改革が実現されるに至った。

私たち板橋区議会は、これまで実施してきた議会改革を実効性あるものとして一層推進するとともに、区民に板橋区議会が果たすべき責任及び役割を明確に示すため、ここに板橋区議会基本条例を制定し、区民の幸せと繁栄を実現することを決意する。

【解説】

前文は、条文本体の前に置かれ、制定の趣旨、理念、目的などを述べた文章で、各条文の解釈の基準となるものです。

〔第1段落〕

板橋区議会が区民福祉の増進を図るために活動していることや、区民から選挙によって選ばれた代表者として、区民の様々な意見を区政に反映させていく役割を担っていることを述べています。ここで『区民福祉の増進』とは、板橋区に住み、また区内で活動する団体や区に通勤・通学して来る方々の幸せや豊かさを増やすことを意味しています。

〔第2段落〕

区民福祉の増進や、区民の意見を区政に反映させるといった、板橋区議会の活動目的や役割を果たすためには、以下の①、②を実施していく必要があることを述べています。

- ①区民の様々な声を、区民の代表である議員が意見を出し合って議論することで、区政が抱える問題を様々な角度から明らかにしていくこと
- ②区長などの執行機関だけではなく、議会としても、合議体としての長所を

活かして、区政が抱える問題を解決するための政策を積極的に立案したり、提言したりしていくこと

〔第3段落〕

第2段落で述べた①や②を実現するために板橋区議会が定めた議会改革の4つの方向性や、これらの方向性に基づいてこれまでに実施してきた議会改革の成果について述べています。

〔第4段落〕

板橋区議会がこれまでに実施してきた議会改革を一層推進し、また区議会の果たすべき目的や役割を区民に明確に示すために東京都板橋区議会基本条例（以下「議会基本条例」といいます。）を制定することや、区議会として区民の幸せと繁栄を実現することの決意を述べています。

第1章 総則

第1章では、議会基本条例で定めている内容や制定の目的を規定しているほか、条例全体にわたって使用されている語句について、その定義を規定しています。

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則並びに議長の責務を明らかにするとともに、区民と議会との関係、区長等と議会との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、区民の負託に的確に応える議会の実現を図り、もって区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【解説】

議会基本条例では、第2章で「議会の活動原則」、「議員の活動原則」、「議長の責務」について規定しているほか、第3章では「区民と議会との関係」、第4章では「区長等と議会との関係」について規定しています。その他の章（第5章～第8章）では、議会に関する基本的な事柄について規定しています。

この条では、これらの事柄を議会基本条例に規定する目的が、区民の期待に的確に応える議会を実現し、最終的に区民福祉の増進の一助とすることにある旨が述べられています。

なお、目的規定は、条例の制定目的を簡潔に表現したものであり、それ自体は具体的な権利や義務を定めるものではありません。しかし、裁判や行政執行において、他の規定の解釈運用の指針となるものとされています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区 基礎的な地方公共団体としての板橋区をいう。
- (2) 区民 区内に在住する者(区内に通勤し、又は通学する者を含む。)及び区内で活動する法人その他の団体をいう。
- (3) 区長等 区長その他の執行機関及びこれらの執行機関の事務を補助する職員をいう。
- (4) 委員会 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。

【解説】

この条では、条例中に繰り返し出てくる単語について、その単語が指す対象の範囲を明らかにするために定義付けをしています。

〔第1号〕

この条例における「区」は、基礎的な地方公共団体としての板橋区を指すことを規定しています。

〔第2号〕

一般的に「区民」は、区内に住所を有する人を指しますが、議会基本条例ではこの「区民」の範囲を、区内に住所がある人だけでなく、区内の会社に通勤している人や区内の学校に通学している人も対象とし、さらに、区内で様々な活動をしている法人や団体も対象とすることを規定しています。

〔第3号〕

議会基本条例で「区長等」と規定した場合の対象を、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員といった執行機関と、これらの執行機関における事務を補助する職員とすることを規定しています。ここで「執行機関」とは、各種の行政事務を実施する機関をいいます。

〔第4号〕

板橋区議会には、その取扱う分野に応じて「企画総務委員会」、「区民環境委員会」、「健康福祉委員会」、「都市建設委員会」、「文教児童委員会」の5つの常任委員会が設置されているほか、4つの特別委員会及び議会運営委員会が設置されています(平成26年12月現在)。議会基本条例ではこれらを総称して「委員会」と呼ぶことを規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

第2章では、議会の活動原則や議員の活動原則のほか、議会の代表者である議長の責務について規定しています。このほか、議会の代表者である議長の選出方法や、議会運営を円滑に進めるうえで有効な機能を果たしている会派についても規定しています。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、区民を代表する議事機関として、公正かつ公平な議会運営を行うよう努めなければならない。

- 2 議会は、区民に開かれた議会を実現し、議会の信頼性を確保するため、議会に関する情報公開を推進するものとする。
- 3 議会は、区政の適切な運営を確保するため、区長等による事務執行を監視し、及び評価するものとする。
- 4 議会は、政策立案及び政策提言の充実を図るため、区民の多様な意見を把握することができる機会を拡充するよう努めるものとする。
- 5 議会は、議会に関する条例、規則及び申合せ事項を継続的に見直すものとする。

【解説】

この条では、板橋区議会が活動するうえで依って立つべき原則を掲げています。

〔第1項〕

議会は区民の代表である以上、公正で公平な議会運営に努めなければならないことを規定しています。

〔第2項〕

区民から信頼される議会となるためには、その運営が区民から見て分かりやすく、区民に開かれた議会となる必要があります。そのために、議会に関する情報公開を推進していくことを規定しています。

〔第3項〕

議会には行政事務を執行する権限がありません。そこで、全議員により構成される決算調査特別委員会による決算の認定などを通じて、議会として区長等による行政事務の監視や評価を行うことを規定しています。

〔第4項〕

議会による政策立案や政策提言の内容が区民の意見を反映したものとなるよう、区民の様々な意見に耳を傾けることができる機会を増やすよう努めることを規定しています。

〔第5項〕

議会は、その運営が社会情勢に即したものとなるよう、議会に関する条例や規則、申合せ事項について、継続的に見直すことを規定しています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、自らが区民全体の奉仕者であることを自覚し、個別的な課題の解決のみならず、区民全体の福祉を増進させるよう努めなければならない。

2 議員は、議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、区民の多様な意見を聴取し、及びその集約に努めるとともに、区政に関する調査研究及び情報収集に努めるものとする。

3 議員は、自らが区民の代表者であることを自覚し、議会における自己の言動に責任を持つとともに、高い倫理観を保持するよう努めなければならない。

4 議員は、議会慣行及び申合せ事項を遵守するよう努めなければならない。

5 議員は、議会における審議、審査及び調査を区民にとって理解しやすいものとするため、区長等との質疑応答に当たっては、問題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。

【解説】

この条では、板橋区議会を構成する個々の議員が活動するうえで依って立つべき原則を掲げています。

〔第1項〕

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」とされています。議員は特別職の地方公務員であるため、一部の奉仕者ではなく、区民全体の奉仕者です。そのことを自覚し、個別の課題の解決のみならず、区民全体の福祉を増進させるよう努めなければならないことを規定しています。

〔第2項〕

議会としての政策立案や政策提言を充実させていくため、個々の議員は様々な区民の声に耳を傾けてその意見を集約するよう努め、また区政の現状に関する情報を収集したり、課題を解決したりするための調査研究に努めることを規定しています。

〔第3項〕

議員は選挙により選出された区民の代表者です。そのことを自覚し、議会における自身の言動に責任を持つことや、高い倫理観を持ち続けるよう努めなければならないことを規定しています。

〔第4項〕

議会には、委員会条例や会議規則といった法規範だけでは規定しきれない部

分については、議会慣行や申合せ事項を紳士協定として運営しています。議員は、これらを守って行動するよう努めなければならないことを規定しています。

〔第5項〕

議会における審議、審査、調査において、その論点（ポイント）や争点が区民にも分かりやすく伝われば、区民参画の推進にも役立ちます。そこで、議員が区長等と質疑応答する際には、できる限り案件の内容についての論点や争点を明らかにしながら行うよう努めることを規定しています。

（会派）

第5条 議員は、自らの意思を区政に効果的に反映させるため、会派を結成することができる。

2 会派は、同一の政治的信条を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする議員をもって構成するものとする。

3 会派は、議会による政策立案及び政策提言を行うに当たっては、会派間の合意形成に努めるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議員は、1人の場合においても、会派として届け出ることができる。

【解説】

この条では、議会が様々な意思決定等を円滑に行っていくうえで有効な機能を果たしている会派について規定しています。

〔第1項〕

議員が会派を結成する目的について規定しています。

〔第2項〕

これまで板橋区議会には「会派」の定義がなかったため、ここで会派の定義を規定しています。

〔第3項〕

各会派は、議会として共通の政策立案や政策提言を行うに当たっては、できるだけ多くの区民の意思が反映されるよう、会派間の合意形成に努めることを規定しています。

〔第4項〕

「会派」は、第2項で定義した通り、その性質として複数の議員で構成されるものですが、板橋区議会における手続上の「会派」は1人の場合においても届け出ることができることを規定しています。

(議長及び副議長の選挙)

第6条 議長及び副議長の選挙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第118条の規定に基づき、投票又は指名推選の方法により行う。

【解説】

普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない（地方自治法第103条）、とされています。そして、議長及び副議長の選挙に当たっては基本的に公職選挙法の規定を準用すること（同法第118条第1項）とされ、この議長及び副議長の選挙については、指名推選の方法によって行うことが可能（同条第2項）とされています。したがって、議長及び副議長の選挙は、公職選挙法を準用した投票選挙の方法あるいは指名推選の方法のいずれかで行われることとなります。

この条は、議会が議長や副議長をどのように選出しているのかを示すことを目的とした規定です。

(議長の責務)

第7条 議長は、区長及び議員がいずれも選挙により選出される二元代表制において、その一翼を担う議会の代表者であることを自覚し、公正かつ公平な職務の遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、及び民主的かつ効率的な議会運営の実現に努めなければならない。

2 議長は、議会が区民にとって最良となる意思決定をすることができるよう、議会における物理的及び制度的な環境の整備に努めるとともに、議会改革の推進を図らなければならない。

3 議長は、区長による専決処分が最小限となるような議会運営に努めるものとする。

【解説】

行政の執行権を有する「区長」と、議決権を有する「議会」が両輪となって運営される地方自治体の政治形態は「二元代表制」と呼ばれます。この条では、二元代表制の一翼を担う議会の代表者としての議長が果たすべき責務について規定しています。

〔第1項〕

議長は、二元代表制の一翼を担う議会全体の代表者として、不偏不党な職務の遂行が求められます。議会においてその品位を貶めるような行為が起きることのないよう努めるとともに、民主的で効率的な議会運営の実現に努めなければならないことを規定しています。

〔第2項〕

板橋区議会では、予算審査や決算調査特別委員会の総括質問における議員の質問を効果的に行うため、プロジェクターの使用を認めました（平成24年第3回定例会以降）。また、議会報告会を円滑に開催するため、役割分担などを定めた実施要領を定めています。これらの物理的・制度的な環境整備は、議会改革を進めていく上で重要な役割を果たしています。議長は、議会が行う意思決定が区民福祉の増進に寄与する最良のものとなるよう、継続的にこれらの環境整備を図り、議会改革を推進していかなければならない旨を規定しています。

〔第3項〕

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない場合などにおいては、区長は議会の議決を経ることなく議会において議決すべき事件を処分することが可能です（地方自治法第179条）。しかし、この条では、本来議会の議決を要するとされていることについては議会に諮り、審議のうえで議決することが原則であるとの立場に立ち、議長は、区長による専決処分を最小限に留めるような議会運営に努めるものとするを規定しています。

第3章 区民と議会との関係

第3章では、地域社会で暮らす区民と、その区民から選ばれた議員で構成される議会との関係について規定しています。

（情報公開の推進）

第8条 議会は、情報公開を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 本会議及び委員会（特別委員会の理事会及び議会運営委員会の理事会を除く。）を公開すること。ただし、議決により秘密会とした場合を除く。
- (2) 議会が保有する文書等を東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に基づき適切に公開すること。
- (3) 議会及び議員の活動に対する区民の評価に資するよう、議案、決算報告、請願及び陳情（以下「議案等」という。）に対する各々の議員の態度を公表すること。

2 議会は、前項第1号及び第3号に掲げる事項の実施に当たっては、議会広報紙又は情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用するよう努めなければならない。

【解説】

情報公開を推進して、議会がどのような活動をしているのかが区民にも見えるようになれば、議会に対する信頼感の向上につながるだけでなく、区民が区政課題を把握することもできるようになり、意見発信の可能性が拡大するなど、区民参画の機会の拡充にもつながります。この条では、議会と区民との距離を縮めるための情報公開の推進について規定しています。

〔第1項〕

本会議や委員会を基本的に公開すること（第1号）、議会が保有する文書等を区の情報公開条例に基づいて適切に公開すること（第2号）、本会議で議決した議案等（この条例では、条例などの議案、決算報告、請願及び陳情を「議案等」と定義しています。）に対する議員ごとの態度（賛成・反対など）を公表すること（第3号）の3点に取り組み、情報公開を推進していくことを規定しています。なお、第1号の「秘密会」とは、地方公共団体の秘密に属する事項や議員又は住民の一身上の事件などについて審議する場合に、本会議又は委員会の議決により、議長又は委員長が指定した者以外の者を議場又は委員会室の外に退去させ、非公開により開く会議をいいます。

〔第2項〕

本会議や委員会の公開（第1項第1号）や、議決した議案等についての議員ごとの態度の公表（第1項第3号）については、議会広報紙やインターネットなど、さまざまな手段を活用するよう努めなければならないことを規定しています。

本会議及び委員会については、インターネットで会議録を検索することができます。さらに、本会議及び決算調査・予算審査特別委員会の総括質問の様子はインターネットで生中継しているほか、録画中継で視聴することができます。議決した議案等についての議員ごとの態度については、区議会ホームページで公表しています（平成26年12月現在）。

（議決責任）

第9条 議会は、議決責任を深く認識し、区民にとって最良となる意思決定をする責務を有する。

2 議会は、議案等を議決したときは、当該議決結果が区政に及ぼした効果又は影響を検証するよう努めなければならない。

【解説】

この条では、議会の区民に対する議決責任について規定しています。第1項は意思決定までのプロセスに対する議決責任を規定し、第2項は意思決定による効果・影響についての議決責任について規定しています。

〔第1項〕

議会が議案等について行う議決は、区的意思又は議会としての意思を決定する重要な行為であり、多くの区民に影響を与えます。したがって、議会は議案等について行う議決を区民にとって最良なものとする政治的・社会的・道義的責任を有しています。この責任を果たすに当たっては、前提として、個々の議員が議決までの過程において、論点や争点を明確にしなが議論を尽くさなければならないことはいうまでもありません。

〔第2項〕

議会が議案等を議決した結果として、区長等の執行機関による施策が実施されたり、されなかったりします。いずれの場合も、議会が行った議決は区政に何らかの効果又は影響を及ぼす行為です。このため、議会は、単に議決をするだけでなく、ある議案等の議決が、その後区政にどのような効果又は影響を及ぼしたのかを議会として検証していくよう努めなければならない政治的・社会的・道義的責任を有していることを規定しています。具体的には全議員で構成する決算調査特別委員会による決算の認定などを通じて検証に努めていくこととなります。

(説明責任)

第10条 議会は、議案等を議決したときは、議決した内容及び議決に至るまでの議論の過程を区民に分かりやすく説明する責務を有する。

【解説】

議会は、個々の議員が行う区政報告会などとは別に、区民の代表者として議案等について、どのような内容の案件だったのか、どのような論点や争点があったのか、それぞれの議員はどのような主張をしたのか、議決により最終的にどのような結果になったのか、などを客観的に分かりやすく区民に説明する責任があります。この条ではそのことを規定しています。

多くの区民に議会を知ってもらうために、情報公開の推進(第8条)や、議会報告会(第12条)などで具体化しています。

(多様な意見及び要望の把握)

第11条 議会は、請願及び陳情を区政に対する政策提案又は要望と位置付け、これに誠実に対応するとともに、その審査に当たっては、請願者又は陳情者による説明の機会を設けることができる。

2 議会は、本会議又は委員会の運営に当たっては、法第115条の2に規定する公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するよう努めるものとする。

【解説】

この条では、議会における議案等の審議、審査、調査の内容を一層充実したものとし、区民参画の機会の拡充を図るため、区民等からの多様な意見や要望を的確に反映する手段を規定しています。

〔第1項〕

請願や陳情は、区民等の声を議会に直接届けることができる貴重な機会です。請願や陳情を、区政に対する幅広い提案又は要望・意見と位置付けて誠実に対応することや、付託された委員会における審査に当たっては、請願者又は陳情者による説明の機会を設けることができることを規定しています。

〔第2項〕

公聴会や参考人の制度は、議会での審議に資するために民意を聴取する方法として設けられています。議会に対する区民参画の機会の拡充と、議会における審議の充実を図るために公聴会や参考人の制度の積極的な活用を努めることを規定しています。

(議会報告会)

第12条 議会は、区民に議会活動の状況を直接に報告し、及び説明し、並びに区政に関する情報を提供するとともに、区民の意見及び要望を聴取することにより議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、特段の事情がある場合を除き、毎年1回以上、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

説明責任(第10条)の解説で述べたように、議会は区民の代表者として議論をした立場から、議案等の議決結果を区民に分かりやすく説明する責務を負っています。また、議会として区民からの様々な意見や要望を聴き取ることは、区政課題に関する認識の共有化につながり、議会としての政策立案や政策提言の充実に役立ちます。

このような、説明責任と意見聴取の必要性の両方を満たすものとして、毎年1回以上議員による議会報告会を開催することを規定しています。

なお、板橋区議会は、平成26年5月に東京23区で初めて議会報告会を開催しました。

第4章 区長等と議会との関係

第4章では、地方自治における二元代表制の両輪である区長等の執行機関と、議決権を有する議会との関係について規定しています。

(区長等との関係の基本原則)

第13条 議会は、二元代表制において議決権を有する議会と執行権を有する区長等との権能の違いを認識し、かつ、対等な立場で緊張感を保ちながら自らの権能を最大限に発揮することにより、区長等との共通の目標である区民の福祉の増進に取り組まなければならない。

2 一般質問における区長等への質問及び議員への答弁は、その内容を区民にとって理解しやすいものとするため、分割方式（一般質問通告書に記載された項目を分野ごとに分割し、当該分野ごとに登壇して質問及び答弁を行う方式をいう。）により行うことができる。

【解説】

この条では、執行権を有する区長等と議決権を有する議会との関係のあり方について規定しています。

〔第1項〕

議会が二元代表制の下、執行権を有する区長等と議決権を有する議会との権能の違いを認識し、対等で緊張感のある関係を保ちながら、区民福祉の増進に取り組まなくてはならないことを規定しています。

〔第2項〕

これまでの一般質問は、議員が通告していたすべての項目について質問をした後、区長等の執行機関が登壇してすべての項目について答弁する一括質問一括答弁方式により実施していました。この場合、互いに何度も登壇する必要がないメリットはありましたが、どの質問に対する答弁なのか分かりにくいというデメリットがありました。そこで、一括質問一括答弁方式に加え、一般質問通告書に記載された項目をその分野ごとに分割し、議員と区長等がその分野ごとに登壇して質問と答弁を行う分割質問方式も行うことができるよう規定しています。

(区長等の反問権及び反論権)

第14条 区長等は、本会議の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた場合において、議員から受けた質問の内容を明らかにし、又は整理する必要があると認めるときは、議長の許可を得て、当該質問の内容、趣旨、背景又は根拠を確認することができる。

- 2 区長等は、本会議の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた場合において、議員又は委員会から提出された条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）に係る争点を明らかにし、及び議論を深める必要があると認めるときは、議長の許可を得て、意見を述べることができる。
- 3 区長等が委員会の審査又は調査に必要な説明のため委員長から出席を求められた場合については、前2項の規定を準用する。この場合において、前2項中「審議」とあるのは「審査又は調査」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、反問権及び反論権の行使に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

これまで区長等には、議員による質問に対して聞き返したり、議会側から提出された条例案に対して意見を述べたりする権限が与えられていませんでした。そこで、区長等と議会の議論を双方向なものとし、その論点や争点を明らかにするため、区長等に議員への反問権や反論権を付与しました。

〔第1項〕

区長等は、議員から受けた質問の内容を明らかにしたり整理したりする必要がある場合には、許可を得たうえで、当該質問の内容、趣旨、背景又は根拠を確認（反問）することができるとする規定です。

〔第2項〕

区長等は、議員又は委員会から提出された条例案や、区長が提出した条例案に対する議員又は委員会からの修正案について、争点を明らかにして議論を深める必要がある場合には、許可を得たうえで、意見を述べる（反論する）ことができるとする規定です。

〔第3項〕

反問権や反論権は、本会議のほか委員会でも行使することができることを規定しています。

（区長等による政策等の形成過程の説明）

第15条 議会は、区長等から区民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）に係る報告又は提案を受けたときは、当該政策等の水準を高めるため、区長等に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景及び政策等の検討経過
- (2) 政策等の実施により期待される効果及び将来にわたる経費
- (3) 他の自治体の類似する政策又は検討した他の政策等の案との比較検討の

結果

- (4) 区の総合的な計画における政策等の位置付け又は区の総合的な計画と政策等との整合性
 - (5) 政策等に関係する法令及び条例
 - (6) 区民参加の実施の有無及びその内容
- 2 議会は、区長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、政策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

【解説】

この条では、議会が区長等から重要な政策等について報告又は提案を受けた場合に、論点を明確にした政策議論を行い、その政策等の水準を高めるために説明を求めることができる事項を示したほか、区長等が作成する予算・決算資料のあり方について規定しています。

〔第1項〕

区長等から区民生活に重要な影響を与える政策等についての報告又は提案を受けたときに、議会として（1）～（6）までの事項について区長等の説明を求めることができるとする規定です。

〔第2項〕

議会は、区長が予算・決算の説明資料を作成する際は、政策別又は事業別に分かりやすい資料の作成に努めることを区長に求めるものとする規定です。

（議決事件の拡大）

- 第16条 議会は、議事機関としての機能を強化するため、法第96条第2項の規定により、必要な事項を議決事件として追加することができる。
- 2 議会は、前項の規定により議決事件を追加する場合は、その理由を明確にしなければならない。

【解説】

地方自治法第96条第2項は、自治体の議事機関としての議会の機能を強化するため、同条第1項に限定的に列挙された議会の議決事件に加えて、必要と認められたものを条例で追加指定できるようにした規定です。

〔第1項〕

議会は、地方自治法第96条第2項に規定する、議会の議決事件の追加指定を行うことができることを確認的に規定しています。

〔第2項〕

議会が議決事項を追加指定する際には、理由を明確にしなければならないことを規定しています。

(危機管理)

第17条 議会は、区民の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るため、大規模災害等の不測の事態が発生したときは、議会と区民との間及び議会と区長等との間で情報の共有化を図るよう努めなければならない。

【解説】

板橋区で災害等の不測の事態が発生した場合には、議会と区民との間で、また議会と区長等との間で可能な限り情報の共有化を図り、区民の生命、身体、財産を守るよう努めなければならないことを規定しています。

第5章 議会運営

第5章では、委員会における委員間討論の積極的な実施や、議会としての政策立案及び政策提言の積極的な実施について規定しています。

(委員間討論)

第18条 議会は、議決結果に対する議会としての説明責任を果たすため、委員会における議案等の審査に当たっては、委員相互間の討論を十分に尽くし、及びこれを尊重するよう努めるものとする。

【解説】

委員会における議案等の審査に当たっては、区長等が委員会に出席することが通例となっています。それゆえ、審査の内容は委員による質問と区長等による答弁が中心となっています。しかし、議会は「言論の府」であり、その審議権に基づいて委員のみで自主的に討論することも可能です。区長等との質疑応答に終始するのではなく、委員相互間の討論を積極的に実施することにより、議案等を多角的・複眼的に分析することが可能となります。このことは、議会としての説明責任(第10条)を果たすうえでも非常に重要です。

そこで、この条では、議会は、議案等の実質的な審査の場である委員会において、委員相互間の討論を十分に尽くすよう努め、またこのような議会運営のあり方を尊重するよう努めることを規定しています。

(政策立案及び政策提言)

第19条 議会は、条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)の提出その他の議会による政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上を図るものとする。

2 議員又は委員会は、予算を伴う条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。)を提出するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協

議することができる。

- 3 議会は、区政に関する重要な政策及び課題についての認識を共有し、会派間の合意形成を図り、並びに議会による政策立案及び政策提言を行うための場を設けることができる。

【解説】

議会は、予算の議決、決算の認定、監査の請求などを通して区長等を監視するほか、自ら条例案を提出して制定することも可能です。しかし、これまでは監視が議会の中心的な機能となっていました。

そこで、この条では、区の政策水準を高め、区民福祉の向上につなげるため、議会が、区民の声に耳を傾けながら、条例等の形で新たな政策を自らの手で積極的に立案（政策立案）したり、政策等に対して議会としての提言（政策提言）を行ったりすることについて規定しています。

〔第1項〕

議会は、議会による条例案の提出などの政策立案や政策提言を積極的に行っていくことを規定しています。

〔第2項〕

議員又は委員会が予算を伴う条例案を提出する場合には、区長等との事前協議の有効性（議会の考えと区長の考えが異なる場合、事前協議を行うことにより双方の着地点を探ることができる）に着目し、必要に応じて区等長と事前協議を行うことができるとする規定です。なお、区議会会議規則では、議員が議案を提出する際は所定の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならないとされています。よって、第2項の「議員」とは、単独の議員ではなく、当該議案の提出に賛成した議員の集合体を指します。

〔第3項〕

議会は、区政に関する重要な政策及び課題について、①議員間の認識の共有化を図る、②会派間の合意形成を図る、③議会としての政策立案（条例案の提出など）や政策提言を行うための場を設けることができるとする規定です。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

第6章では、議会がその権限を十分に発揮するために、議会自身の体制整備及び議会をサポートする議会事務局の体制整備について規定しています。

（議会事務局の体制整備）

- 第20条 議会は、議会による政策立案及び政策提言並びに議会運営の円滑化及び効率化を推進するため、議会事務局の調査機能及び法務機能を充実強化

- し、並びに組織体制を整備するよう努めるものとする。
- 2 議長は、議会運営並びに議会による政策立案及び政策提言の充実に資する職員を議会事務局の職員として従事させるよう、区長に要請することができる。
 - 3 区長は、議長から前項の規定による要請を受けたときは、議会事務局の組織体制の整備について配慮するよう努めるものとする。
 - 4 議長は、議会事務局の職員の専門性を高めるため、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

地方自治法第138条第2項には、市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる規定があり、板橋区においても「東京都板橋区議会事務局条例」により、議会事務局が設置されています。この条では、議会をサポートする区議会事務局の体制整備について規定しています。

〔第1項〕

議会は、議会による政策立案や政策提言、議会運営の円滑化や効率化を推進するために、議会をサポートする議会事務局の調査機能や法務機能を充実強化するとともに、議会事務局の組織体制を整備するよう努めるものとする規定です。

〔第2項〕

事務局長、書記その他の職員は、区長から議会事務局の事務に従事するよう命ぜられます。その上で地方自治法第138条第5項の規定に基づいて任免権を与えられた議長により、議会事務局の職員として勤務するよう命ぜられています。第2項では、議会事務局の事務に従事する職員について、議会運営に資する職員や、議会による政策立案や政策提言に資する職員とするよう、議長があらかじめ区長に要請することができるものとする規定です。

〔第3項〕

区長は、議長から第2項の要請を受けた場合には、議会事務局の組織体制の整備について配慮するよう努めることを規定しています。

〔第4項〕

議長は任免権者として、研修その他の事務局職員の能力向上に向けた措置を講じるものとする規定です。

(議会図書室)

- 第21条 議会は、議員の調査研究並びに議会による政策立案及び政策提言の充実に図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。
- 2 議会図書室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条では、議員が区政課題を解決するための方策を調査研究したり、議会による政策立案や政策提言を行う上での参考となる図書資料の充実に努めることを規定しています。

(専門的知見の活用)

- 第22条 議会は、議案の審査又は区の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用し、議会における審議機能の向上を図るよう努めるものとする。
- 2 議会は、必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等により構成される調査機関を設置することができる。
 - 3 前項の調査機関に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

第11条の解説で述べた、公聴会や参考人の制度（地方自治法第115条の2）は、区民等から意見を聴取することができるにとどまります。地方自治法第100条の2では、議会の活動として、議案の審査や区の事務に関する調査について専門的な知見の活用が必要となった場合に、議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査を行わせることができることを規定しています。この条では、この制度の活用について規定しています。

〔第1項〕

議会は、議決によって、法第100条の2の専門的事項に係る調査を積極的に活用して、議会における審議機能の向上に努めるものとする規定です。

〔第2項〕

議会は、必要があると認める場合には、議決により、学識経験を有する者などが法100条の2の専門的事項に係る調査を共同で実施するための調査機関を設置することができるものとする規定です。

(議会の制度検討)

- 第23条 議会は、真の地方自治を実現するため、議会改革について不断の取組をしなければならない。
- 2 議会運営委員会は、議会制度に係る法令の改正があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、議会改革推進会議を設置し、議会制度に関する調査又は検討を行わせることができる。
 - 3 前項の議会改革推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条では、議会による議会改革の取組みについて規定しています。

〔第1項〕

議会による議会改革の取組みが一過性のものとならないよう、不断に取り組んでいくことを宣言した規定です。

〔第2項〕

議会運営委員会は、①議会制度に係る法令の改正があったとき、又は②議会改革の推進の観点から必要があると認めるときには、「議会改革推進会議」を設置してこの会議体に、議会制度に関する調査又は検討を行わせることができるとする規定です。

第7章 議員の身分、待遇、政治倫理等

第7章では、議員の身分、待遇、政治倫理などの基本的な考え方について規定しています。

(政務活動費)

第24条 東京都板橋区政務活動費の交付に関する条例（平成19年板橋区条例第20号）の規定により調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動費の適正な執行に努めるとともに、その用途について説明責任を果たさなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動費の適正な執行を担保し、及びその用途の透明性を確保するため、領収書その他の証拠書類を添えた収支報告書を議長に提出しなければならない。

3 議会は、毎年、収支報告を公表するものとする。

【解説】

この条では、政務活動費（地方自治法第100条第14項）について規定しています。

〔第1項〕

政務活動費は、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に交付されています。会派又は議員はそのことを十分に認識し、政務活動費の適正な執行に努め、またその用途について説明責任を果たさなければならないことを規定しています。

〔第2項〕

会派又は議員は、政務活動費が適正に執行されたことを示すため、領収書な

どの証拠書類を添えた収支報告書を議長に提出しなければならないことを規定しています。

〔第3項〕

議会は、政務活動費についての収支報告を公表することを規定しています。なお、板橋区議会では平成26年度より収支報告を区議会ホームページで公表しています。

（議員定数）

第25条 議会の議員の定数（以下「議員定数」という。）については、東京都板橋区議会議員定数条例（昭和61年板橋区条例第37号。次項において「定数条例」という。）の定めるところによる。

2 議員又は区長は、定数条例を改正するに当たっては、社会情勢の変化等を総合的に勘案して条例案を提出しなければならない。

【解説】

この条では、議員定数のあり方に関する基本的な考えを規定しています。

〔第1項〕

議員定数は、条例で定めることとなっています（地方自治法第91条）。これを受け、東京都板橋区議会議員定数条例により議員定数を定めている旨を述べています。

〔第2項〕

定数条例の発案（提案）権は、議員と区長の双方にあります。その定数条例を改正するに当たっては、社会情勢の変化などを総合的に考え合わせて条例案を提出しなければならないことを規定しています。

（政治倫理）

第26条 議員は、区民の代表者として、その名誉及び品位を損なう行為を慎むとともに、自己の地位に基づく影響力を十分に認識し、区民の信頼を損なうことのないよう行動するものとする。

【解説】

議員は、区民から選挙によって選ばれた区民の代表者です。この条では、議員はそのことを深く認識し、議員として選ばれた名誉や品位を損なうような行動を厳に慎まなければならないことを規定しています。また、議員としての地位を有することによって様々な影響力を得ることを十分に認識し、区民からの信頼を損なうことがないよう行動することを規定しています。

(議員報酬等)

第27条 議会の議員の報酬及び期末手当（以下「議員報酬等」という。）については、東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年板橋区条例第13号。以下「報酬条例」という。）の定めるところによる。

- 2 議員は、報酬条例を改正するに当たっては、社会情勢の変化等を総合的に勘案するとともに、学識経験を有する者等からの意見聴取を積極的に活用し、客観的な判断に基づいて条例案を提出しなければならない。
- 3 議会は、前項の場合において必要があると認めるときは、第22条第2項の規定により設置した学識経験を有する者等により構成される調査機関に調査を行わせることができる。
- 4 議員が議会活動を連続して長期間休止したときは、議員報酬等を減額して支給することができる。この場合において、減額する割合等については、報酬条例の定めるところによる。

【解説】

この条では、議員報酬や期末手当のあり方に関する基本的な考えを規定しています。

〔第1項〕

自治体はその議会の議員に対して議員報酬を支給しなければならないとされ（地方自治法第203条第1項）、また、条例により期末手当を支給することができるとされています（地方自治法第203条第3項）。そして、議員報酬や期末手当の額は条例で定めなければならないとされています（地方自治法第203条第4項）。これを受け、東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で議員報酬や期末手当の額を定めている旨を述べています。

〔第2項〕

報酬条例の発案（提案）権は議会・区長の双方にあります。ここでは、議会側から報酬条例の改正を提案する場合には、社会情勢の変化等を総合的に考え合わせるとともに、学識経験を有する者等から積極的に意見を聴いて、客観的な判断に基づいた改正提案をしなければならないことを規定しています。

〔第3項〕

議会側から条例改正を提案するに当たって、必要があると認める場合は、第22条第2項の規定に基づく学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、この調査機関に社会情勢の変化等を総合的に考え合わせるために必要な調査や、客観的な判断に基づいた提案をするために必要な調査を行わせることができることを規定しています。

〔第4項〕

議員が議会活動を連続して長期間にわたって休止した場合には、議員報酬や期末手当を減額して支給することができること、減額する割合などは報酬条例で定めることを規定しています。

第8章 条例の位置付け及び見直し

第8章では、議会基本条例と議会に関する他の条例などとの関係や、議会基本条例の見直しについて規定しています。

（他の条例等との関係）

第28条 この条例は、議会における基本的事項を定める条例であって、議会は、議会に関係する他の条例若しくは規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

2 議会は、一般選挙を経た議員の任期が開始した後、終了するまでの間において少なくとも1回、議員がこの条例の理念を共有するための機会を確保しなければならない。

【解説】

議会に関する条例としては、「板橋区議会定例会の回数に関する条例」、「板橋区議会委員会条例」、「板橋区議会議員定数条例」、「板橋区政務活動費の交付に関する条例」などがあります。また、議会に関する規則としては、「板橋区議会会議規則」、「板橋区議会傍聴についての規則」などがあります。

この条では、議会基本条例とこれらの条例や規則との関係や、議員が議会基本条例の理念を共有する方法について規定しています。

〔第1項〕

議会基本条例は議会における基本的事項を定めた条例であることや、その性質から、議会に関する条例や規則を制定改廃する際には、議会基本条例の趣旨を尊重して、議会基本条例と矛盾が生じることのないようにすることを規定しています。

〔第2項〕

議会基本条例は議会における基本的事項を定めた条例であることから、議会として、議員の4年間の任期中に少なくとも1回は議会基本条例の理念を共有するための機会を確保しなければならないことを規定しています。

（見直し手続）

第29条 議会は、議会運営がこの条例の目的及び原則等に即して行われてい

- るかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を区民に公表するものとする。
- 2 前項の検証は、一般選挙を経た議員の任期が開始した後、終了するまでの間において少なくとも1回実施するものとする。
 - 3 議会は、前2項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正その他の適切な措置を講じるものとする。
 - 4 議会運営委員会は、前3項の規定による検証の結果、この条例を改正する場合は、あらかじめ全ての議員を対象とした会議を開催して改正する内容を説明し、及び意見を聴取しなければならない。

【解説】

この条では、議会における基本的事項を定めた議会基本条例の見直し手続きについて規定しています。

〔第1項〕

議会基本条例は議会における基本的事項を定めた条例です。そこで、第1項では、議会基本条例で定めた目的や原則などに沿って議会運営がなされているかどうかの検証を議会運営委員会が行うものとするとともに、その結果を区民に公表することを規定しています。

〔第2項〕

第1項で述べた検証作業は、議員の4年間の任期中少なくとも1回実施することを規定しています。

〔第3項〕

前2項の検証を実施した結果、必要と認める場合には、議会は議会基本条例を改正するなど必要な措置を講じることを規定しています。

〔第4項〕

議会運営委員会は、前3項の検証の結果、議会基本条例を改正する場合には、あらかじめ全ての議員を対象とした会議を開催して改正する内容を説明し、意見を聴取しなければならないことを規定しています。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。